



# 宮 崎 県 公 報

令和5年3月6日(月曜日) 第387号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 44,400円

## 目 次

告 示	頁	公 告	
○指定障害福祉サービス事業者の指定……………(障がい福祉課) 1		○土地改良区の役員の退任の届出……………(農村整備課) 5	
○指定障害福祉サービス事業の廃止……………( “ ” ) 1		<b>教育委員会告示</b>	
○農業共済組合検査規程の一部を改正する告示…(農政企画課) 1		○公の施設の指定管理者の指定……………5	
○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の 一部改正……………(水産政策課) 3		<b>選挙管理委員会告示</b>	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 4		○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の 届出……………5	
		○資金管理団体の指定及び異動並びに資金管理団 体でなくなった旨の届出……………8	

## 告 示

### 宮崎県告示第 174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和5年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201660	訪問介護空と風	都城市金田町1960番地1グランディールリロ 201	合同会社Love & Peace	都城市金田町1960番地1グランディールリロ 201	令和5年3月1日	居宅介護、重度訪問介護

### 宮崎県告示第 175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和5年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201280	ヘルパーステーション華陽	都城市郡元4丁目9番地8	合同会社慈信	都城市郡元4丁目9番地8	令和5年2月28日	居宅介護、重度訪問介護

農業共済組合検査規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和5年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 176号

農業共済組合検査規程の一部を改正する告示

農業共済組合検査規程（平成21年宮崎県告示第 492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（検査の目的）</p> <p>第2条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の実態を把握することにより、組合に対する個別指導の実をあげ、もって法第2条第1項に規定する農業共済事業（以下「農業共済事業」という。）における組合の事業運営の適正化に資することを目的とする。</p> <p>（検査の実施）</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2 検査は、あらかじめ通告をしないで行わなければならない。</u></p> <p>（検査事項）</p> <p>第6条 検査は、別に定める農業共済組合検査実施要領に従い、組合の業務及び会計のすべてについて行うものとする。ただし、知事が特に指示したときは、当該指示により行うものとする。</p> <p>第11条 [略]</p> <p>（検査命令書等の交付及び携行）</p> <p>第12条 知事は、<u>検査員に検査命令書（別記様式第1号）及び法第209条第4項に規定する身分証明書（別記様式第2号）を交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>検査員は、検査の着手に際しては、理事その他の責任者に対し、前項の検査命令書を提示するとともに、検査員であることを証する身分証明書を携行しなければならない。</u></p> <p>第13条～第16条 [略]</p> <p>（検査の講評）</p> <p>第17条 検査員は、検査を終了するに際し、理事又は監事及びその他の責任者に対し、<u>口頭をもって検査中明らかとなった事項について講評を行うとともに、理事又は監事から当該事項についての意見等を聴取するようにならなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>第18条～第20条 [略]</p> <p>（守秘義務等）</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 検査員は、<u>第12条第1項の身分証明書を紛失したときは直ちに知事に届け出るものとし、検査員がその職を退いたときは直ちにこれを返付しなければならない。</u></p> <p>別記 様式第1号（第12条関係） [略] 様式第2号（第12条関係） [略]</p>	<p>（検査の目的）</p> <p>第2条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の実態を把握することにより、組合に対する個別指導の実を挙げ、もって法第2条第1項に規定する農業共済事業（以下「農業共済事業」という。）における組合の事業運営の適正化に資することを目的とする。</p> <p>（検査の実施）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>（検査事項）</p> <p>第6条 検査は、別に定める農業共済組合検査実施要領に従い、組合の業務及び会計の<u>全て</u>について行うものとする。ただし、知事が特に指示したときは、当該指示により行うものとする。</p> <p><u>（無通告検査の原則）</u></p> <p>第11条 <u>検査は、あらかじめ通告しないで行う。ただし、検査の実効性を確保するため必要と認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>第12条 [略]</p> <p>（検査命令書等の交付等）</p> <p>第13条 知事は、<u>検査責任者に検査命令書（別記様式第1号）を、検査員に法第209条第4項に規定する身分証明書（別記様式第2号）を交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>検査責任者は、検査の着手に際して、理事その他の責任者から、前項の検査命令書の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。</u></p> <p>3 <u>検査員は、検査の着手に際して、第1項の身分証明書を携行しなければならない。</u></p> <p>第14条～第17条 [略]</p> <p>（検査の講評）</p> <p>第18条 検査員は、検査を終了するに際し、理事又は監事及びその他の責任者に対し、<u>検査中明らかとなった事項について講評を行うとともに、理事又は監事から当該事項についての意見等を聴取するようにならなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>第19条～第21条 [略]</p> <p>（守秘義務等）</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 検査員は、<u>第13条第1項の身分証明書を紛失したときは直ちに知事に届け出るものとし、検査員がその職を退いたときは直ちにこれを返付しなければならない。</u></p> <p>別記 様式第1号（第13条関係） [略] 様式第2号（第13条関係） [略]</p>

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（身分証明書に関する経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の農業共済組合検査規程第12条第1項の規定により交付された身分証明書は、当該身分

証明書の有効期間が満了するまでの間、この告示による改正後の農業共済組合規程第13条第1項の規定により交付された身分証明書とみなす。

## 宮崎県告示第 177号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。  
なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和5年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
北浦加入区	[略]	1 小型機船底びき網等漁業（総トン数10トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業をいう。以下同じ。）のうち手操第1種漁業を主として営む漁業及び小型まき網漁業（総トン数10トン未満の漁船により、まき網を使用して行う漁業をいう。以下同じ。） 2～4 [略] 5 大型定置漁業（漁業法（昭和24年法律第 267号）第60条第3項に規定する漁業をいう。以下同じ。）及び小型定置漁業（内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業であって、大型定置漁業以外のものをいう。以下同じ。）  6 <u>小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船を使用して営む漁業をいう。以下同じ。）であって1及び2に掲げる漁業以外のもの</u>	北浦加入区	[略]	1 小型機船底びき網等漁業（総トン数10トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業をいう。以下同じ。）のうち手操第1種漁業を主として営む漁業及び小型まき網漁業（総トン数10トン未満の漁船により、まき網を使用して行う漁業をいう。） 2～4 [略] 5 <u>総トン数10トン未満の漁船を使用して主にひき縄漁業を行うもの、大型定置漁業（漁業法（昭和24年法律第 267号）第60条第3項に規定する漁業をいう。以下同じ。）及び小型定置漁業（内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業であって、大型定置漁業以外のものをいう。以下同じ。）</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
延岡市第二加入区	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧土々呂漁業協同組合の地区、旧鯛名漁業協同組合の地区及び旧赤水漁業協同組合の地区	1 <u>小型漁船漁業、小型かつお漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、釣りによって、かつおをとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。）</u> 、大型定置漁業及び小型定置漁業	延岡市第二加入区	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧延岡東漁業協同組合の地区以外の地区	1 <u>総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にかつお一本釣り漁業を行うもの、大型定置漁業及び小型定置漁業</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
日向市第一加入区	日向市漁業協同組合の地区のうち旧富島漁業協同組合の地区	1 平岩支部及び梶木支部の者が営む <u>小型漁船漁業</u> 2 1に掲げる支部以外の者が営む <u>小型漁船漁業</u> 3 <u>小型まぐろ漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船によ</u>	日向市第一加入区	日向市漁業協同組合の地区	1 日向市梶木町及び平岩の地区以外の者が行う <u>総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの</u> 2 日向市梶木町及び平岩の地区以外の者が行う <u>総トン数10トン</u>

		り、浮きはえ縄を使用し、又は釣りによって、まぐろ又はかじきをとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。） 4 小型かつお漁業、大型定置漁業及び小型定置漁業			以上の漁船を使用して主にかつお一本釣り漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの、大型定置漁業及び小型定置漁業 3 総トン数10トン以上の漁船を使用して主に機船船びき網漁業を行うもの
日向市第二加入区	日向市漁業協同組合の地区のうち旧日向漁業協同組合の地区	1 小型漁船漁業 2 機船船びき網漁業（2隻の動力漁船により、船びき網を使用して営む漁業であって、総トン数が10トン以上であるものをいう。以下同じ。）			
[略]					
一ツ瀬加入区	[略]	1 小型まぐろ漁業 2 小型漁船漁業		一ツ瀬加入区	[略]
中部加入区	[略]	1 機船船びき網漁業及び小型まぐろ漁業 2 さし網漁業（総トン数10トン以上の漁船により、さし網を使用して行う漁業をいう。）及び宮崎漁業協同組合の地区の者が営む小型漁船漁業 3 檳浜漁業協同組合の地区の者が営む小型漁船漁業		中部加入区	[略]
[略]					
日南市第一加入区	[略]	1 [略] 2 小型漁船漁業		日南市第一加入区	[略]
[略]					
日南市第三加入区	[略]	1 小型はえ縄等漁業（総トン数10トン未満の漁船により、浮きはえ縄を使用して、又は釣りによって、主としてまぐろ又はかじきをとることを目的とする漁業をいう。）及び小型まぐろ漁業 2 小型定置漁業 3 小型漁船漁業であって1に掲げる漁業以外のもの		日南市第三加入区	[略]
[略]					

宮崎県告示第 178号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年3月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣字八反ケ丸637番1地	旧	16.4～20.7	26.4
				新	16.7～	26.4

先から同郡  
同町同大字  
同字 638番  
4地先まで

17.6

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、今町土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和5年3月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	福 丸 浩 一	都城市大岩田町6815番地 3

## 教育委員会告示

## 宮崎県教育委員会告示第 1 号

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第5条第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年3月6日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
新宮崎県体育館

- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会  
会長 春 山 豪 志  
宮崎県宮崎市大字熊野2206番地 1  
公益財団法人宮崎県スポーツ協会  
会長 春 山 豪 志  
宮崎県宮崎市大字熊野字島山1443番地12  
株式会社ジェイレック  
代表取締役 加 藤 裕 之  
東京都練馬区関町南 1 丁目12番 4 号  
一般社団法人延岡市スポーツ協会  
代表理事 末 次 稔  
宮崎県延岡市東本小路 131番地 5
- 3 指定の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

## 選挙管理委員会告示

## 宮崎県選挙管理委員会告示第 8 号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- 1 設立届  
○政党の支部  
(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
参政党宮崎第二支部	上 村 信 好	森 園 千 鶴	延岡市昭和町 1 丁目 7 - 5	令和5年2月13日

○その他の政治団体

(ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
阿萬誠郎氏を応援する会	阿 萬 誠 郎	阿 萬 誠 郎	児湯郡新富町大字新田6236番地 1	令和5年1月4日
今村みつお後援会	今 村 光 雄	若 杉 広 則	都城市年見町 5 街区 24号	令和5年1月4日
うおなが崇貢後援会	魚 永 崇 貢	若 杉 広 則	東臼杵郡門川町大字門川尾末8829-29	令和5年1月4日
かいたえこ後援会	甲 斐 妙 子	若 杉 広 則	宮崎市清武町今泉甲3828-60	令和5年1月4日
工藤たかひさ後援会	工 藤 隆 久	若 杉 広 則	延岡市浜砂 2 丁目 6 - 2 ファミージュ 21 206号	令和5年1月4日
こじまたかこ後援会	小 嶋 貴 子	若 杉 広 則	児湯郡川南町大字平田1340-6 新橋住宅 二 225号	令和5年1月4日
山本あけみ後援会	山 本 珠 美	若 杉 広 則	延岡市塩浜町 3 丁目 1751番地 42	令和5年1月4日
みやた博徳後援会	佐 藤 真	早 瀬 昭 男	延岡市土々呂町 4 丁目 4344番地	令和5年1月5日
杉田ためひさ後援会	杉 田 為 久	杉 田 為 久	小林市細野 20番地	令和5年1月5日
まえはら淳一後援会	前 田 勲	前 原 淳 一	西諸県郡高原町大字広原5727番地	令和5年1月10日

まつもと良一を応援する会	久米 宰次	松本 博子	東臼杵郡門川町東栄町1丁目6番12号	令和5年1月11日
野間大輔後援会	野間 大輔	野間 大輔	宮崎市大淀1丁目3-17渡辺ビル2階	令和5年1月12日
さかい良子後援会	酒井 良子	酒井 良子	宮崎市錦本町4-52-504	令和5年1月12日
次世代の声 内田こういち後援会	内田 耕一	鈴木 かおり	宮崎市清武町加納甲3004-206	令和5年1月12日
岡本よしひろ後援会	岡本 吉弘	岡本 吉弘	宮崎市佐土原町下田島 11873-2	令和5年1月12日
黒木克彦後援会	黒木 九一	黒木 克彦	日向市東郷町山陰甲 758-216	令和5年1月13日
黒田こうすけ後援会	本田 宏	黒木 美知子	東臼杵郡門川町南町2-43	令和5年1月16日
森政会	森 賢治	末 永正恵	えびの市大字内堅 976番地	令和5年1月16日
中村ひろし後援会	中村 博志	中村 雅代	宮崎市佐土原町下田島 11100番地	令和5年1月17日
森川春夫後援会	森川 春夫	森川 直子	東臼杵郡門川町栄ヶ丘2丁目65番地	令和5年1月17日
平たけのり後援会	平 剛典	松尾 香織	日南市岩崎一丁目8-12 501	令和5年1月18日
矢野哲也後援会	矢野 みき子	矢野 恭子	児湯郡木城町大字高城4137	令和5年1月18日
寺田泰隆後援会	寺田 泰隆	寺田 美沙樹	東臼杵郡門川町加草4丁目21番地	令和5年1月19日
北山みゆき後援会	北山 みゆき	林 一彦	日南市大字殿所1140番地9	令和5年1月24日
いわきり義樹後援会	岩切 民子	岩切 義樹	東臼杵郡門川町大字門川尾末8829-10	令和5年1月24日
いちぢよとも地域政策研究会	伊地知 義友	伊地知 義友	宮崎市生目台西5丁目17-5	令和5年1月24日
日高たつひこ後援会	日高 辰彦	日高 真佐美	日向市大字平岩6449番地 234	令和5年1月25日
佐藤けんじろう後援会	佐藤 健次郎	佐藤 健次郎	宮崎市上野町10-6	令和5年1月25日
宮崎新時代	西本 誠	金澤 昌彦	宮崎市宮崎駅東3-7-2サーバス青葉町第2-401号	令和5年1月25日
共生みやざき	金丸 勇太	金丸 真架人	宮崎市大瀬町5457	令和5年1月27日
しげいくにあき後援会	滋井 邦晃	野口 恭子	宮崎市上野町10番6号	令和5年1月31日
今村行信後援会	今村 行信	今村 修二	児湯郡新富町大字新田 184番地1	令和5年2月3日
みやざきの未来をつくる会	篠原 達明	野呂 直主	宮崎市学園木花台南2-1-6 黒木通哲様方	令和5年2月3日
いきひろあき後援会	壺岐 紘明	鈴木 聖司	日向市大字塩見2638-2	令和5年2月3日
鈴木ひろや後援会	鈴木 博也	河野 幸雄	串間市大字西方3575-7	令和5年2月3日
黒木寿後援会	黒木 常男	黒木 正三	東臼杵郡門川町宮ヶ原2丁目 136番地	令和5年2月6日
椎けいすけ後援会	椎 啓祐	椎 千襟	宮崎市青島2丁目8-28天龍オフィス	令和5年2月7日
黄門隊	黒木 紹光	黒木 紹光	日向市浜町3丁目29番地	令和5年2月7日
佐藤ひろき後援会	佐藤 裕樹	佐藤 李奈	日向市曾根町1丁目 192番地	令和5年2月10日
竹井としひこ後援会	竹井 俊彦	竹井 俊彦	日南市南郷町中村甲3080-9	令和5年2月13日
黒木けんじ後援会	黒木 健二	若杉 広則	日向市財光寺5382-6	令和5年2月14日
ほった孝一後援会	伊地知 孝	宮田 敏明	宮崎市花山手東1丁目10-2	令和5年2月17日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮崎県延岡市第一支部	井本 英雄	主たる事務所の所在地	延岡市小野町6892-1	延岡市恒富町1-8-14	令和4年10月1日

参政党宮崎第1支部	滋井邦晃	政治団体の名称	参政党宮崎第1支部	参政党宮崎支部	令和5年 1月25日
		主たる事務所の所在地	宮崎市田野町乙9597-3	宮崎市青島町4丁目1番 16号鮮度館ボンデリス内	
○その他の政治団体					
政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月 日
日本薬業政治連盟宮崎 県支部	川越美利	主たる事務所の所在地	宮崎市南花ヶ島町22-1	宮崎市大塚町倉ノ下 313 - 1	令和4年 4月1日
		代 表 者	川越美利	小川慶二	
		会 計 責 任 者	大賀邦充	甲斐弘文	
楠原更三後援会	岩崎健一郎	代 表 者	岩崎健一郎	宮留三郎	令和4年 8月1日
		会 計 責 任 者	楠原更三	川野甲一	
いもと会	井本英雄	主たる事務所の所在地	延岡市小野町6892-1	延岡市恒富町1-8-14	令和4年 10月1日
西原よしふみ後援会	南馬越幸利	会 計 責 任 者	西原道枝	外山富美子	令和4年 12月1日
北林幹雄後援会	平田逸雄	代 表 者	平田逸雄	赤木陽一	令和4年 12月1日
よみやま洋司後援会	岡田明利	主たる事務所の所在地	延岡市高千穂通3-2- 306	延岡市柚の木田町1307	令和4年 12月17日
輝くふるさとをよみや ま洋司とつくる会	今井悠生	主たる事務所の所在地	延岡市出北4-2455-1 - 103	延岡市柚の木田町1307番 地	令和4年 12月17日
		代 表 者	今井悠生	松浦比露子	
ひむか向洋会	読谷山洋司	主たる事務所の所在地	延岡市高千穂通3-2- 306	延岡市柚の木田町1307	令和4年 12月17日
前本ひさと後援会	前本尚登	政治団体の名称	前本ひさと後援会	前本ひさと育政会	令和5年 1月1日
宇都宮三良後援会	岩井隼人	主たる事務所の所在地	東臼杵郡門川町大字門川 尾末1436-3	東臼杵郡門川町大字門川 尾末8807-51	令和5年 1月6日
		代 表 者	岩井隼人	河野哲也	
		会 計 責 任 者	宇都宮ともえ	高橋正浩	
森けんじ後援会	竹ノ上洋一	会 計 責 任 者	末永正恵	森賢治	令和5年 1月10日
河野治満後援会	牧野生剛	代 表 者	牧野生剛	森山喜昭	令和5年 1月10日
押領司つよし後援会	富山浩一	代 表 者	富山浩一	久米勝彦	令和5年 1月12日
福澤卓志後援会	福澤修	代 表 者	福澤修	真方節夫	令和5年 1月12日
		会 計 責 任 者	福澤卓志	福澤修	
田中豊和後援会	和泉満義	代 表 者	和泉満義	富田英明	令和5年 1月13日
高橋透後援会	田原義人	会 計 責 任 者	前田芳成	松村秀利	令和5年 1月15日
児玉征威後援会	岡留実友	会 計 責 任 者	岡留彰	本田昭三郎	令和5年 1月20日

出口希俊後援会	戸 高 好 文	代 表 者	戸 高 好 文	黒 田 朝 明	令和 5 年 1 月 23 日
成合しんや後援会	成 合 進 也	主たる事務所の所在地	日向市亀崎 4 丁目 92 番地	日向市大字亀崎 4 丁目 92 番地	令和 5 年 1 月 26 日
森けんじ後援会	竹ノ上 洋 一	主たる事務所の所在地	宮崎市中村西 2 丁目 5 - 12	えびの市大字内堅 976 番地	令和 5 年 2 月 1 日
東国原英夫後援会	東国原 英 夫	主たる事務所の所在地	宮崎市佐土原町上田島 81 23 - 7	宮崎市橋通東 3 丁目 2 - 14 松永ビル	令和 5 年 2 月 1 日
東高士後援会	友 納 一 義	代 表 者	友 納 一 義	乙 津 弘 子	令和 5 年 2 月 1 日
宮崎県理学療法士連盟	小 川 哲 史	主たる事務所の所在地	宮崎市大塚町窪田 3365 - 8	宮崎市霧島 2 丁目 62 - 2	令和 5 年 2 月 1 日
みやざき改革 21	外 山 千 草	会 計 責 任 者	外 山 千 草	吉 田 利 正	令和 5 年 2 月 15 日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
岩永憲明後援会	宮 川 勝 好	令和 4 年 12 月 20 日
有岡こういち後援会	有 岡 浩 一	令和 4 年 12 月 26 日
徳重忠夫後援会	今 山 努	令和 4 年 12 月 30 日
さとう誠後援会	佐 藤 幾 雄	令和 4 年 12 月 30 日
坂下春則後援会	坂 下 春 則	令和 4 年 12 月 31 日
小林芳彦後援会	大久保 吉 勝	令和 4 年 12 月 31 日
緒方よしみ後援会	緒 方 正 人	令和 4 年 12 月 31 日
横峯良郎後援会	横 峯 良 郎	令和 4 年 12 月 31 日
金田てる子後援会	金 田 輝 子	令和 4 年 12 月 31 日
一ノ瀬良尚後援会	本 堂 賢	令和 5 年 1 月 23 日

宮崎県選挙管理委員会告示第 9 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定により、資金管理団体の指定及び異動並びに資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 6 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
魚 永 崇 貢	門川町議会議員	うおなが崇貢後援会	東臼杵郡門川町大字門川尾末 8829 - 29	令和 5 年 1 月 4 日
今 村 光 雄	宮崎県議会議員	今村みつお後援会	都城市年見町 5 街区 24 号	令和 5 年 1 月 4 日
甲 斐 妙 子	宮崎市議会議員	かいたえこ後援会	宮崎市清武町今泉甲 3828 - 60	令和 5 年 1 月 4 日
工 藤 隆 久	宮崎県議会議員	工藤たかひさ後援会	延岡市浜砂 2 丁目 6 - 2 フェ ミュー 21 206 号	令和 5 年 1 月 4 日
小 嶋 貴 子	川南町議会議員	こじまたかこ後援会	児湯郡川南町大字平田 1340 - 6 新橋住宅 2 225 号	令和 5 年 1 月 4 日



山 本 珠 美	延岡市議会議員	山本あけみ後援会	延岡市塩浜町3丁目1751番地 42	令和5年1月4日
森 賢 治	宮崎県議会議員	森政会	えびの市大字内堅 976番地	令和5年1月16日
椎 啓 祐	宮崎市議会議員	椎けいすけ後援会	宮崎市青島2丁目8-28天龍 オフィス	令和5年2月7日
佐 藤 裕 樹	日向市議会議員	佐藤ひろき後援会	日向市曾根町1丁目 192番地	令和5年2月10日
黒 木 健 二	日向市議会議員	黒木けんじ後援会	日向市財光寺5382-6	令和5年2月14日

## 2 異動届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
河 野 通 博	宮崎県議会議員	河野みちひろ後援会	公職の種類	宮崎県議会議員	串間市議会議員	令和5年1月30日
井 本 英 雄	宮崎県議会議員	いもと会	主たる事務所の 所在地	延岡市小野町68 92-1	延岡市恒富町1 -8-14	令和5年1月19日
読 谷 山 洋 司	延岡市長	ひむか向洋会	主たる事務所の 所在地	延岡市高千穂通 3-2-306	延岡市柚の木田 町1307	令和5年2月15日

## 3 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	資金管理団体でな くなった年月日
横 峯 良 郎	横峯良郎後援会	令和4年12月31日

--	--